

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 8 年 7 月 30 日

市川市長 田中 甲

1. 送達を受けるべき者の氏名又は名称 株式会社 Cocoda Japan
2. 送達すべき書類を特定するために必要な事項 20260724-0156

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第34条の規定により実態調査を行ったところ、居住の事実が認められず又転居先等不明により住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定により、住民票を消除したが、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、同施行令第12条第4項の規定により、送達に代えて次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 30 日

市川市長 田中 甲

記

- 職権消除者一覧
1. 職権消除者数 1 名
2. 職権消除者及び職権消除日

氏名	住所	生年月日	調査年月日	職権消除日
大原エリ SIN EUNSIM	市川市田尻5丁目12番25号	1984年 2月18日	令和8年 5月19日	令和8年 7月17日